

2020年12月 2号 関電疑惑を許さない！ いのちを守る教育を！ 平和憲法を護る！



しゆくしゆく 肅々と・・・

広辞苑では「肅々」は、「つつしむさま」「静かにひっそりしたさま」とあります。12月14日（月）、2020年11月議会最終日に「長良小学校プール建設の速やかな予算執行を求める決議」を全会一致で可決直後、早川教育長と教育委員会事務局長は大野市議会議長室を「ひっそり」と訪れ、長良小学校プール建設に係るこの間の経過を「謝罪」し、建設工事を「肅々と進める」と発言。が、同時に「つつしむ」べきは、早川教育長の議会軽視の態度であろう。

大野議長から教育長発言を伝えられた**松原のりかず**は「謝罪は本来、議場で行われるべき」と意見を交わしました。5月入札不調からの早川行動は、住民軽視・議会軽視はもちろん、「コロナ禍で本来実行しなければならない行政」を停滞させた「時間と税金の無駄使い」でした。柴橋市長は、14日議場で「プール建設の議会決議を尊重します」と発言。だが、市民からは、「岐阜市には市長が二人いる」と抗議もある。早川教育長の「思いつき無計画行動」を許した柴橋市長の責任は、軽いとは言えない。

不登校特例校の写真付記事が目立つ、この学校開校で「中学生のいのちを守れなかった」昨年の「いじめ」事件対応がソウサツされるものではない。事は、確認しておきたい。「いじめ」対応が不十分である事実は、本議会の松原のりかず質問で明確である。

松原のりかず 9月議会意見書〔案〕で、「プール建設費減額予算否決」引出し建設要望書（10月20日）で市民意見代弁、11月議会で建設決議賛成討論！

長良小学校プール建設の速やかな予算執行を求める決議 賛成討論

令和2年9月議会における第100号議案には、長良小学校プール建設に係る予算を削減する関連予算が含まれていた。この削減補正予算原案は、その提出経過が極めて不自然であった。一回の入札不調を工事中止の理由とされているが岐阜市の他の事業の多くは、「みんなの森 メディアコスモス」「新本庁舎」など、入札不調後に再入札の努力をして建設が進められている。

長良小学校プール建設は、5月11日の入札不調後4ヵ月、教育委員会からは市議会へ何ら説明も無いまま、9月議会へいきなり削減予算が提出された。また、9月議会では5月入札不調後の原因調査が詳細になされていない事実が、答弁された。

一方で、議会の議決が無いまま、住民説明会は5日間に渡り実施された。その説明会では教育委員会のプール廃止方針が説明されている、
(うら面につづく)

連絡先 岐阜市議会議員 松原のりかず 岐阜市沖ノ橋町1-21 でんわ 253-2500

(おもて面から、つづき)

この方針は教育委員会の内部方針だけであり、長良小学校プール建設の課題と別の課題である。また、この教育委員会方針が議会で確認された経過は無い。

当初予算審議を経て可決された予算が、担当部の勝手な判断で中止・廃止されるのであれば、議会審議全体が意味を成さないものとなる。予算執行の、あるべき姿として極めて問題であり、議会軽視も甚だしいと言える。教育委員会の決算不用額を吟味する時、工事中止への財政的な理由も強弁できない。

まして、当初予算で建設を約束しながら、小学校プール廃止という子どもたちの夢を断ち切るような判断は、補正予算編成の中で許されない。これらの指摘を経て9月議会で予算削減の原案を修正し、長良小学校プール建設予算は3月当初予算に戻された。

本会議休会中に2回の文教委員会が開会され、委員会で削減提案の根拠の大きな一つとされた「7月教育委員会定例会の承認」が、「この決定は、議会決定と反対の承認となります」との教育長からの丁寧な説明が無いまま「承認」されていたこと、「承認」が議題ではなく、報告として処理されていた事も判明した。さらには、この、いわゆる重要「承認」が市議会文教委員長に報告されないまま放置されていた事も判明した。

丁寧な質疑と調査が行われている文教委員会へ自民党から「プール建設の速やかな予算執行を求める」決議(案)原案が提案され、質疑の後、文教委員会発議とされた。無所属クラブは10月20日、同趣旨の要望書を市長と教育長に提出している。

決議が可決され、予算執行への真摯な態度を確認する機会となる事を願って賛成討論いたします。 (2020年12月14日 岐阜市議会本会議 松原のりかず)

プール工事入札へ「応じたい」会社 13社か

11月4日の文教委員会で、まちづくり推進部長は、こう答弁している。「相手があることなので、確実なことは申し上げられないが、アンケートの結果からすると、今の入札条件や、単価及び工期などを見直してもらえらるなら入札に応じたいという会社が13社あったので、しっかり対応したいと思う。」

松原のりかず コロナ禍での労務管理について質問



松原のりかず は、第3派での対応を質問。①人的資源の迅速な派遣体制確保。②市民生活と市民の「いのち」を守るために戦っている、医療、保健などの現場の膨大な超過勤務に対し、手当の法に基づく完全支給はもちろん、正確な勤務報告行為が行なわれる指導。③現場実態を反映した成績率の確定努力。を求めました。(7日 本会議)

松原のりかず
☎058-253-2500